

川崎市福祉製品開発支援補助金交付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市福祉製品開発支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助金の交付に係る審査（以下「交付審査」という。）について、必要な事項を定める。

(審査委員会の設置)

第2条 交付審査を行うため、「川崎市福祉製品開発支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

2 審査委員会は、次の各号の者をもって構成する。

(1) 経済労働局長

(2) 経済労働局産業政策部長

(3) 経済労働局経営支援部長

(4) 経済労働局イノベーション推進部長

(5) 経済労働局産業政策部企画課長

(6) 経済労働局経営支援部経営支援課長

(7) 健康福祉局総務部企画課長

3 委員長は、経済労働局長とする。

4 副委員長は、経済労働局イノベーション推進部長とし、委員長の補佐をするとともに、委員長に事故があるときは、これを代理する。

(審査委員会の開催)

第3条 委員長は、交付審査の必要に応じ、委員会を開催する。

2 審査委員会は、委員長が主宰する。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は書面により、その意見又は説明を求めることができる。

(交付審査等)

第4条 審査委員会は、要綱に規定する補助対象要件を確認の上、次の各号に定める審査基準に基づき、総合的に交付審査を行う。

(1) 福祉分野の課題解決への期待

(2) 事業内容（開発内容、新規性・独自性、社会的意義、市場性・成長性）の優秀性

(3) 事業計画（実施体制、スケジュール、収支）の効率性

(4) 事業者能力（技術力、経営能力、連携体制）の適切性

(5) その他特に優れている事項の有無

2 委員長は、審査に必要と判断した場合には、専門家の意見を求めることができる。

3 委員長は、審査委員会委員の業務活動と利害関係があると認められる事案がある場合、その委員を除く審議を求めるものとする。

(専門家の意見聴取)

第5条 副委員長は、審査案件について前条1項に定める観点について、別表1に掲げる学識経験者等の専門家の中から必要に応じて意見を聴取し、委員長に報告する。

2 副委員長に事故あるときは、経済労働局イノベーション推進部担当課長がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第6条 審査委員会の審議の内容は、公開しない。ただし、必要があると認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、経済労働局イノベーション推進部に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、交付審査に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 学識経験者等の専門家

産業振興についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下
福祉用具についての知見を有する学識経験者又は有識者	2名以下
福祉産業についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下
企業経営についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下
技術全般についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下
福祉施設等についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下